

石濱 日勇 編  
日隆 大聖人 德行記

日隆大聖人德行記

卷之上

特36

19

020016-001-8

特36-19

日隆大聖人德行記

石濱 日勇 / 編

上

M21, 22

ABH-0181



目隱大聖人德可記

東京

石濱氏藏版



揚州尼寄本山本興寺安置  
七十歲御生像

覆樹一木三體

開祖日隆大聖人

自點眼之尊像

沙門 刑部泰承謹寫



特36

19

No. 13616

自序

我開祖日隆大聖人出現於  
 世也廣說本門之三秘開迹  
 顯本之法義本為勝迹為劣  
 是為宗祖日蓮大菩薩之所  
 傳燈焉日朗菩薩受之宗祖  
 傳于日像菩薩像尊傳之大

佛行記卷二

二

賜于中村元成兼馬尊像

佛行記卷二



琳瑯

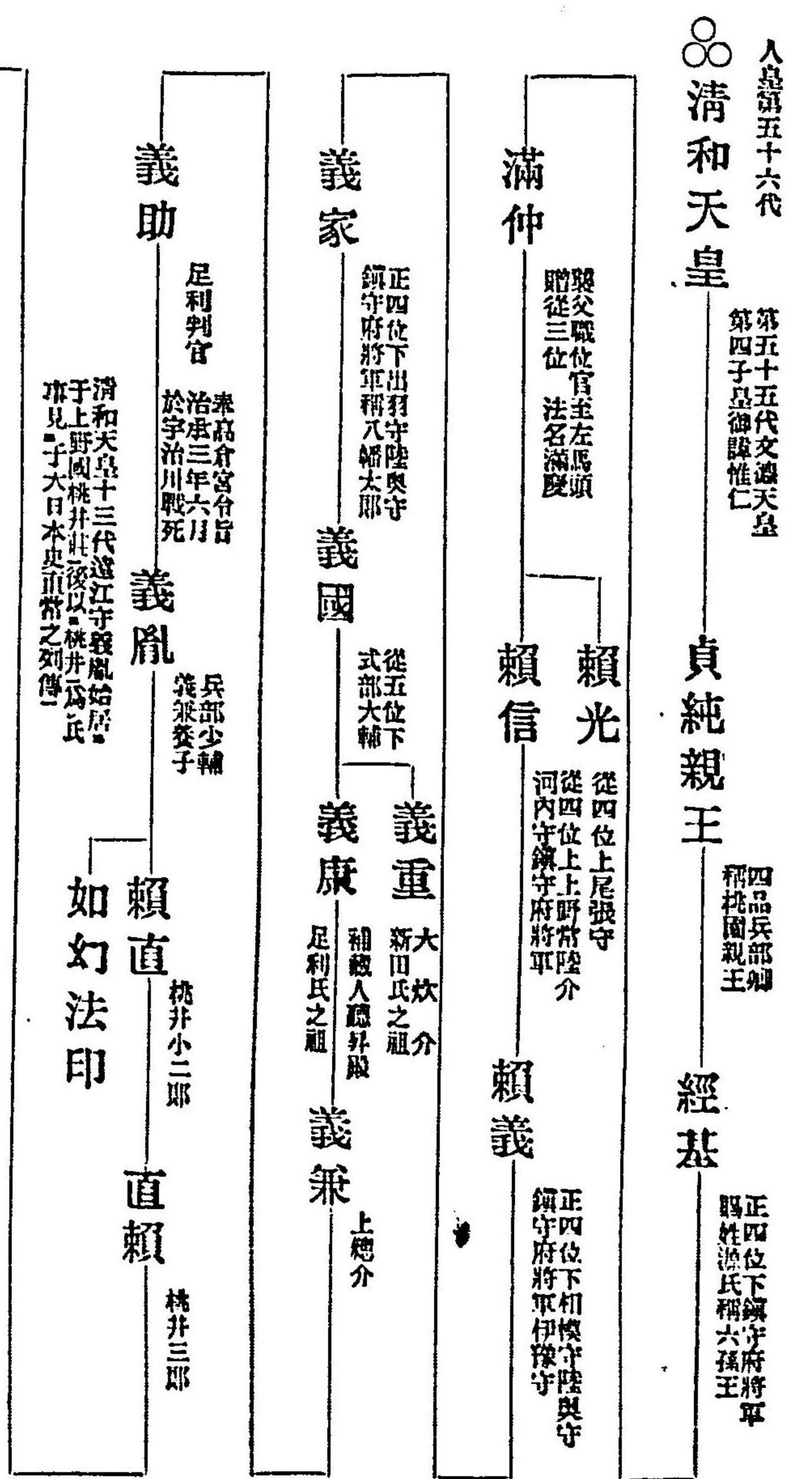
陰防

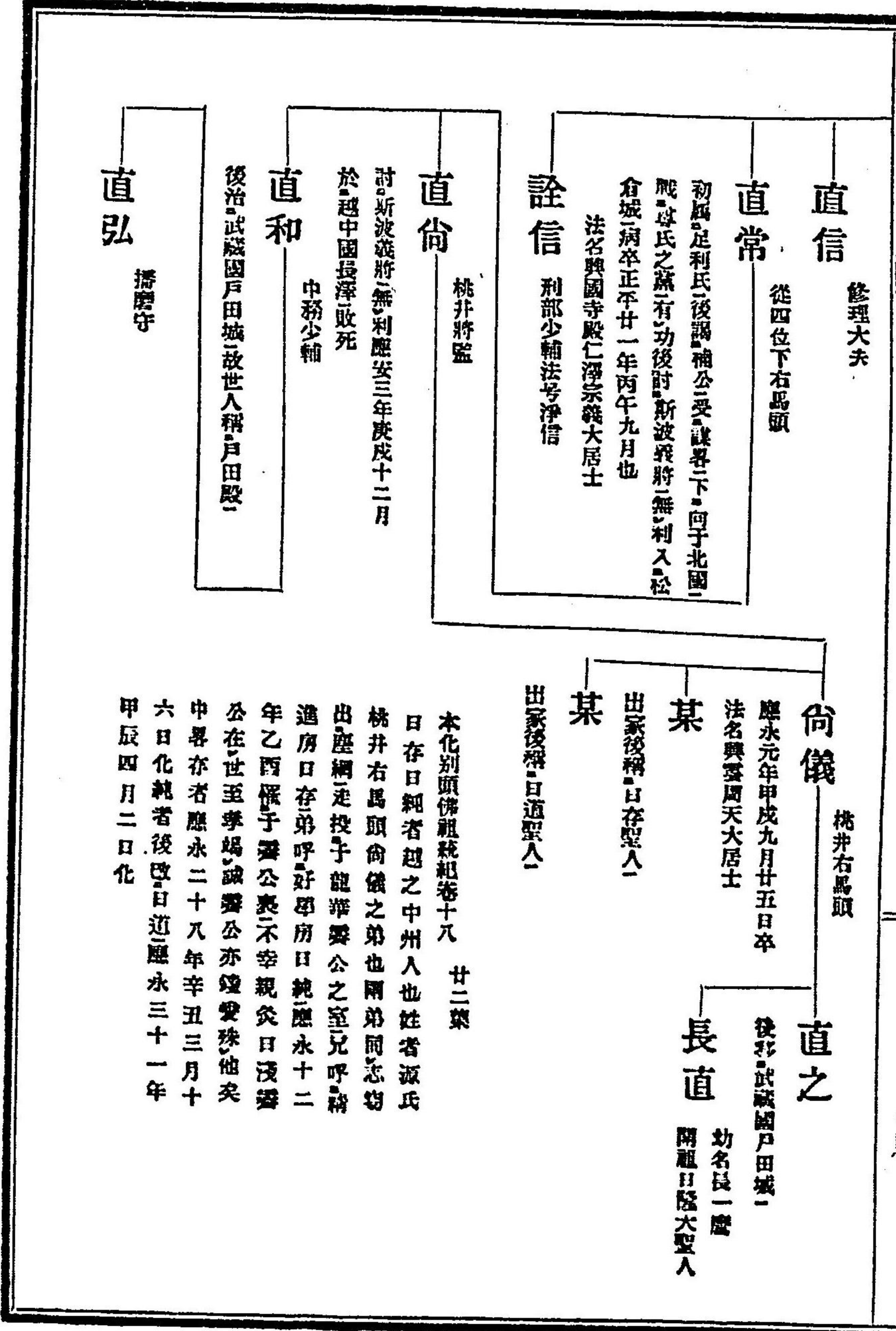
覺大僧正爾後朗源日霽日  
存日道之數聖人血脈相承  
而開祖嗣之是以稱門流之  
九祖也今邈其相承之淵源  
則本化上行菩薩直稟承大  
聖世尊而上行者乃宗祖也  
前身後身其揆一可謂甚深

微妙矣開祖發軔我門流創  
能興二山起蓮山通光山置  
末院三十餘宇著聖教三千  
餘帖以定門流之基礎遊學  
二十年法臘五十年洽施現  
當之化益焉實末法萬年廣  
宜流布之大導師也嗚呼盛

哉茲誌其德行之所由云爾  
 時明治戊子二月廿五日也  
 沙門石濱日勇謹識

桃井氏系圖





凡例

一上に列記す引用書は皆開祖大聖人の盛徳偉行を讚美記載せる先師  
 碩徳の著述に係る然れども多くは漢文にして檀信兒女の容易讀得  
 ざらんを慮ばかり這回之を平假名文に綴り普く五山門末の檀信兒  
 女をして容易讀み以て開祖大聖人の盛徳偉行を知らしめんと欲す  
 るに在り是れ本記編成の止を得ざる所以なり

一記中毎項年歴を載するは高祖龍華兩年譜等の例に倣ふと雖も其要  
 讀者をして事跡の大綱を探り易からしめ且つ圖書を挿入するは兒  
 女の目を怡ばしめ通覽の良縁を結ばしめん爲めなり尙年號の下に  
 殊更に干支を加ふるは年號の文字誤傳あるも干支を以て其實の  
 年月を確かむる媒たらんをおもへばなり

一記中の年號は南北朝に拘らず古來呼馴たるかたを記す又干支の下

に御齡何十何歳と記せるは開祖大聖人の聖壽と知るべし  
 一記中人師或は寺跡等に關し其履歴又は來由等を載せ其類未を詳かにせんと欲するものは本文より二字を下して之を分てり  
 一記中引證に書籍の全文を掲ぐるものは其事實を證明する要點なるを以て敢て妄りに傍副を施さず  
 一記中異説あるもれば姑く一説に依て之を記し又本山並に十三ヶ寺の沿革及び什寶等を載するは其存敗を知らしめんが爲なり凡る事實の愆れるものあらば讀者の忠告を待つ  
 一記中文辭の穩當ならざるものあるは問難應答或は以誘者抗敵の實況を形容するに出で勢ひ止むを得ざればなり乞ふ讀者此意を領して咎め玉ふことなくんば幸甚

編者再識

引用書目

- 一 開祖畧傳緣起 兩山廿一世蓮山十六世日感聖人著述
- 一 隆師畧緣起 兩山五十八世報智院日心聖人著述
- 一 三井德行記 光山廿四世日寬聖人著述
- 一 隆師緣起 寶曆年間發刊之書編者未詳
- 一 開祖隆聖募緣誌 堺事妙院日然聖人著述
- 一 開祖尊聖畧傳記 兵庫常寂光院日韓聖人著述
- 一 日像菩薩德行記 日將聖人著述
- 一 龍華傳 深艸元政聖人著述
- 一 同鈔 同
- 一 龍華年譜 紀州勇猛院日慶聖人著述
- 一 同考異 同



- 一本化別頭佛祖統紀 身延六牙院日潮聖人著述
- 一本化別頭高祖年譜 水戸健立支得二聖人著述
- 一五山及末寺明細帳 大教院
- 一和漢三才圖會 大阪寺島良安著述
- 一王代一覽 江戸林春齊著述
- 一皇朝史畧 水戸青山延于著述
- 一日本外史 廣島頼襄山陽著述
- 一國史畧 京都巖垣松苗著述

以上

日隆大聖人德行記卷上

沙門 石濱日勇編輯

未流の長き淵源の遠ければなり枝葉の繁き根本の深ければなり  
 爰に未法應時本因下種八品所願の唱導師吾祖日隆大聖人の御來歴を  
 尋ね奉るに人皇五十六代清和天皇の苗裔よして源氏の正統なり天皇  
 十三世の孫を兵部少輔義胤といふ此人上野國桃井の莊に住せり因て  
 地名桃井を以て氏とす是桃井家の始祖なり義胤より四世の孫を從四  
 位下右馬頭直常といふ當時世上穩かならず朝廷も南北に分れ諸國も  
 合戦屢なり直常初め足利尊氏に屬せしが後大義を知り楠公に謀し謀  
 畧を授かり北國へ下向し賊軍と戦ふて功あり爾より後南軍の勢ひ年  
 々衰へ諸將士多く背き離る然れど獨り直常の節を守ることを最も固く  
 越中に退居し正平廿一年丙午九月松倉城に於て病卒す其子將監直尙

父の志を繼ぎ同國の武衛斯波義將と戦ひ一が應安三年庚戌十二月遂  
 よ同國長澤よ於て戦死す是より十一年を過ぎ其子右馬頭尙儀康曆二  
 年庚申斯波氏と和睦し義將の女益子を娶り同國射水郡淺井郷島村よ  
 移住し淺井郷を領す益子男子二人を擧ぐ長を直之といひ次を長直と  
 いふ長直の即ち開祖日隆大聖人なり是より先き直尙の弟中務少輔直  
 和武藏國に至り戸田城を治め在りしかば大聖人の兄直之も後に戸田  
 の莊に移り住めり因て世人直和直之を重んじ戸田殿と稱せり直和の  
 子孫連綿とまて今猶戸田に蕃昌す却説尙儀の夫人益子ハ其性温厚婦  
 徳あり特よ本化の妙宗を信ぜり于時至徳元年甲子十二月或夜白衣の  
 高僧忽然と現れ掌に華げたる如意寶珠を示して之を汝に與へんと懐  
 裡さして投げ入れ玉ふと夢み愕然覺て主夫尙儀ハ其由を告るハ尙儀  
 も其夜衣冠正しき貴人の手ハ錦の囊に藏めたる寶珠を携へ來り之を

足下に與ふる間之を以て逆徒を退治し家運を回復なすべしと其劍を  
 授けられたりと夢みし由を語り出夫婦互ひに奇瑞と感じ只管不思議  
 の想ひを懐けり益子ハ此月より妊娠となり至徳二年乙丑十月十四日  
 朝まだ夜より産氣づき辰の時刻よ最やすく玉の如き男子を誕生し玉  
 へり不思議やこの時異香室内よ薫じ紫雲屋上を覆へり近隣の者之を  
 視て大に怪しみ何事ならんと訪ひ來る者も多かりき殊更此時庭園の  
 樹間に忽然靈泉湧出たりそと見るより尙儀益子家縁等愈々奇特を  
 感じつ、頓て其水汲取りて生子の産湯よ供へたり不思議や此靈泉大  
 早癒の歳といへども其水曾て濁ることなく五百餘年の今の代まで涌  
 出絶ることなく常に清く澄きりて眼を疾人此水もて洗ふ時の瘡ざる  
 なく其他の病あるものも此水の靈驗著じるきを聞傳へ瓶よ盛り筒に  
 入れ持歸るあり却説嬰兒ハ容顏微妙にして風骨非凡見ぬしかば御兩

親の鍾愛歡喜たどふるにもものなく直ちよ親戚家縁等を招きつせへ最盛んなる祝宴を開き嬰兒の壽長ふして心の直からんことをとて名を長直と呼なりつ主客各歡を盡しける然のあれど嬰兒の生てより何なることおや唯一口も乳をのみ玉はず乳母數人を召寄て乳房を含め進むれども絶て嘔哺玉ふことなければ御兩親をはじめ一家のもの痛く憂ひ斯ての生命保ちがたからんと千々に心を碎けども何とせん術なき折しも齡二十五歳許りにて最膺たけたる一人の乳母館へ來り舁妾ころ和子に乳を進らせ養育すべけれど申入たるにそ尙儀聞て打悦び其女を招き寄せ住所姓名を訊ぬるよ乳母の答て舁妾が住所姓名の今よして言さずとも後日かならず自然知り玉ふべき驗あらんと敢てこれを告されば尙儀もすべなくて遂に其儘乳母となり密かよ渠が舉動を察するよ此婦禮義正しく授乳よ節度ありて和子を撫育すること尤

も涙かりかば嬰兒もはじめて乳を吸ひ玉ふよそ漸く心地安かりき此日又白髮の老翁眉目秀で容貌俊烈なるが錦の襪よ藏めたる一振の短かき寶劔を持入來り尙儀に之を授けていはく宜しく逆徒を制伏し家運を回復なすべしと告訖り忽出て其姿極消す如く失せ玉ふ尙儀其寶劔を戴き視るよ奇代の名劔よして昨年の冬夢よ見たる劔よ一点も違はざれば是正しく佛神の賜ふ所ならんと大よ喜び嬰兒が一生護身の寶劔とあさ一めん又此劔の長一尺あるを以て嬰兒が小字を長一臂と呼び玉へりこ色一法一佛一菩薩顯本の奥旨を賦し一乘よ長し玉ふの瑞兆ならんか爰よ大聖人御降誕の月日を推し遠く上古の因縁を考ふれば教主釋迦牟尼世尊曼林よ入滅し玉ひしより二千三百三十四年高祖日蓮大菩薩御入滅より一百零三年に相當し世尊ハ二月十五日を以て涅槃に入玉ひ高祖ハ二月十六日を以て降誕し十月十三日を以て

老翁奉叙



德符詩卷上

乳母獻經

初生佳瑞



德符詩卷上

秋

陰

入滅し玉ふ而して開祖日隆大聖人の十月十四日を以て出胎し玉ふ其  
 生滅の月日相連なること定よ一經の糸の如し豈一大因縁のあらずし  
 て能く是の如くならんや畢竟先聖後哲其揆一なりさても長一暨八月  
 日のたつと隨ひて最健全に生育玉ひ已み四五歳も成り玉へば天資  
 比美德自然小童發一遊戯も尋常の小兒と異なり唯石塊などを集めて  
 佛塔を造るをもて無上の娯樂とし玉へり

因云大聖人御降誕の世人間至徳元年甲子ありと傳ふれど日芳  
 聖人の著せる刪補開祖徳行記より至徳二乙丑之歳と記されまた  
 宗要集雜部第一卷の尾に享徳二年八月下旬宗要抄を古初む記者  
 六十九歳とあり又尼山方丈の過去帳に日成聖人の直筆あり開祖  
 降誕至徳二年十月十四日とあり本文亦これに依て記せり  
 明徳二年辛未長一暨開祖甫て七歳になり玉ひ讀書習字を學ばせらる

よ記應よく理にさどく一を聞て十を知り終日學びて倦玉ふ氣色を  
 く知らざることを人々問ふを聊か耻とし玉はねば未だ三年も満すし  
 て粗普通の業を卒りおさう大人も及ばざるまでお上達し玉ふもの  
 から同窓の者のこれに敬ひ卿黨舉りて其穎才を稱讚す實もや後年に  
 至り三千餘帖の御聖教を垂れ玉ふも文義の引証等ひ總て御附記の儘  
 ありしを以て其強腕を窺ふべきなり

應永元年甲戌御齡十歳漸く生長し玉ふに隨ひ御兩親の寵愛いよよく  
 渥かりける然るも長一暨ハ平素に出家離塵の望みあり此年四月八日  
 の夜夢に金色の偉人枕頭にお立顯れければ暫ハ急に坐して禮拜し玉ふ  
 に不思議や唇の毛髪自づから落ちて忽ち沙門となり玉ふとおもへば南  
 柯の一夢にぞあるこれより彌く出家還世を企望し玉ひ乳母に語て  
 御兩親に出家の聽許あらんことを願ひ玉ふに御母益子ハ日來の本懐

なりと頼にうけがひ喜び玉へと御父尙儀の之に反つや、  
 ずいて宣ふやう予が望みの大に異なり醫の生る、其前より一度なら  
 ず貳度三度奇瑞重なる其上ふ不思議なる老翁來り寶劍を授けて言ひ  
 けらく之を持って家運を興せと然れば此醫成長せば我が累代家名を紹  
 が一天晴めでたき武將となり國家を治め子孫の榮を見んものをもと  
 て心に契りつ、其成長の待遠く指折數へて居たり、よ开を今にして  
 思ひ絶え醫を出家させんこと思ひも寄らぬ業なりと最不興氣に見え  
 ければ乳母の尙も言語を正し君にの已に正嫡なる直之君の在ませば  
 醫の出家遊ばすとも抑何の妨か之あらん妾に法華の慧力あり今幼君  
 に傳へ申さんと小篋の裡より妙經八卷を取出し長一醫に授け、る此  
 時光明室内に輝き乳母の俄に大音聲を出して我等亦當身自擁護受持  
 讀誦修行是經者令得安穩離諸衰患消衆毒藥と唱へ畢り忽然姿の消失

玉ふおとに尙儀其經卷を閲檢し玉ふに八卷の尾に法華經一部願主沙  
 彌慧匠敬白康應二年三月八日とそ記したりこ、に於て乳母の鬼子母  
 大善神の化現にてあり、ことを悟り親視この不思議を感伏し遂に出  
 家を許し玉ひけり然れば長一醫の年來の念願頓に成就したるを深く  
 喜び御兩親に暇を乞受け同國なる遠成寺に投じ住職慶壽院を師とし  
 事へ是より只管學問に心を委ね玉ひければ未だ二句を出ざるに法華  
 經一部を暗誦し玉ふ其音聲優美にして清亮なりければ聞人皆耳を欽  
 て樂めりと今茲五月十日剃髮得度し濁衣を脱て淨衣に更へ御名を深  
 圓と改め玉ひ二六時中勤學に餘念なく法華の妙業を承け次第に宗教  
 の旨に通じ玉ひければ尙も諸國に遊學し各宗の學を修め宗祖の本意  
 を明めて佛燈を一時に掲げ一切衆生の迷軀を照さんと思ひたち玉ひ  
 平常に宗祖大菩薩の尊像と十界勸請の曼陀羅を一室に奠り奉りて專

ら智慧明了多聞強識を所せ玉ひけるが一日著驗き靈應を蒙り玉ひこれより智分大に開け梵行ほとんど神の如き事ありけり故に世の人  
 大聖人を稱して龍駒鳳雛なりとたへたり同年六月慈父尙儀の家名  
 を嫡子直之に譲り夫人益子を誘ふて同國婦負郡長澤村(後に富山領に  
 屬す)に雅致なる家居を造り成しこゝに隱栖し玉ひが定業におはし  
 けん此年九月廿五日依身聊かの煩惱なく端座合掌し玉ひて御題目を  
 唱へながら睡るが如く卒去玉ふされば此訃音を聞くとひとしく大聖  
 人の聲を放て悼傷悲痛やがて御葬送に供奉し玉ひぬ尙儀享年三十四  
 歳御法名を興雲周天大居士と号す  
 應永四年丁丑御齡十三歳悲母益子の去る應永元年の秋良人尙儀逝去  
 ありし後いよいよ未來の果報を願ひ玉ひ信心堅固に佛に事へ清行  
 たぐおなく在せしが天壽やこゝに盡たりけん三月五日聊も病苦なく

安祥として逝去玉ひぬ大聖人の此由を使の者に聞かせ玉ひ慟哭し玉  
 ふこと大方ならず往年慈父卒去玉ひしより未だ四年に滿ざるに今又  
 悲母の訃告に遇ふこれ何等の不幸ぞやと一時昏絶し玉ひしが良あ  
 りて往て反らざるものなり去て追ふべからざるもの親なりと  
 覺らせ玉ひ直ちに師匠慶壽院に暇を乞ひ長澤村へ赴き自から葬儀を  
 修め心喪を着追孝を盡し玉ふこと至らざる所なし聞人爲に悲哀の情  
 を催しき却説御遺骸の同國婦負郡布市村なる先塋の次に葬り御法名  
 の閑室如海大姉保齡の三十二歳なりき此布市村に今猶桃井家御代  
 々右馬頭直常將監直尙播磨守直弘及び慈父尙儀悲母益子の廟所あり  
 て其四方に柵を繞らし近づく事を禁じたり又廟所の守ハ杉森半兵衛  
 と云ふ昔の一家老の家なりしもの町人なり廟の燈籠を燃す役にて  
 餘人の之を燃すことを許さず若し悞て此禁を犯すことあれば必ず

不慮の災害を蒙ると云ひ傳ふ此地長澤村を距ること一里許なり是より二十年の後應永二十三年丙申の歲大聖人京都本應寺より故國越中へ下り玉ひ先考二十三回忌の法事を營み玉ふ折考妣尊靈へ改めて本門法華の大戒を授け先考へ妙蓮尊儀先妣へ圓輪尊儀の法号を諡らせ玉へり

應永五年戊寅御齡十四歳既又天台の三大部をも通曉し玉ひ今此地に師と一問べき人もなく語ふ友もあらざれば斯る邊僻に埋れ居て道を聞分く便宜なく空しく朽んぬ本意にあらずと年來の志願いよく黙止がたけれハ一日師匠慶壽院又廻國修行の暇を乞ひ玉ふに慶壽院師のうち驚き假令俊才英敏にもせよ未だ幼弱なりとて愛護のあまり許諾の様子あらざれば大聖人も殆ど當惑し玉ひしが思ひ立たる一大事止めて止まるべきならぬハ顔を見し是非を説き言語を盡して乞ひ

玉へバ慶壽院師のうち腹立ち強て遊歴なさんとならハ師弟の契りも今日限りと嚇し嚇して止むれば大聖人ハ泪を浮べ幼若の身を以て師の命に隨はざるハ其罪尤も輕からづ然ハあれを法の爲め捨身決定なしたれば旅中いかなる艱難に陥るも諸天の加護にて別條なく修行成辦致さんこと必ず憂慮し玉ふなど遮て宜ハバ慶壽院師ハ言葉なくさらバ兎も角致されよと涙ながらの許を得玉ひ頓て故國を啓行し路を加賀より越前の府中を過て河野に出で此浦より便船に搭じ角鹿(今ハ敦賀)に上り近江路を越て皇都に登りつゝ直ちに妙本寺(今の妙顯寺)へ到り玉ひ日靈聖人に見參し師資の誓約なし玉ふ

附て云ふ大聖人新たに父母の故國を去り百里に餘る山海を跋涉し途遠なる皇城に志しを寄せ玉ふハ抑因縁なきにあらず京都ハ桓武天皇以來日本第一の都會にして八宗九宗の本寺本山洛の内



外に羅列し佛法盛隆の要地なり特に慈父尙儀の令弟二人夙に出  
 家得度し當時妙本寺の貫主日霽聖人の室に在りて勤學し玉ふ好  
 學房精進房の二師に遭ひ父母の卒去ありしを告げ此二叔と共に  
 本門法華の奥旨を極め周く群生を導きて父母尊靈に廻向せんと  
 の念願より慶壽院師の止め玉ふを強て暇を乞ひ上京なり玉へり  
 又遠成寺の應永二十三年丙申の歲大聖人はじめて御歸國のまへ  
 既に顔廢せしを大聖人の先師慶壽院の事なを思ひ出玉ひてこの  
 寺の廢滅せんを歎かせ玉ひ遠成寺の成をとり川ひ本成寺を建立  
 し先師の恩分を報じ玉へり  
 さて日霽聖人の速くも深圓師の凡器ならざるを知り鍾愛最も厚く  
 頓て字を慶林房慶一に柱に作る(と授け名を日真復又自ら日隆と稱す)  
 と與へらる茲に一山の僧徒共數多き中よ肉縁の伯父にて法兄なる好

學房日存精進房日道の兩師の數年間日霽聖人の薰陶を受け學識高く  
 其性質温順なりけれハ大聖人の常に此兩聖人を尊敬し法伯法叔と稱  
 し誠意を竭し玉へば兩聖人も我甥ながら慶林房日立が風骨凡ならず  
 見識衆も超えたるを感じ子の如く愛しみ教授怠りなく日々法義を  
 論じ夜々に玄妙を談じけれハ大聖人の知らざるを詰ひ疑がひしきを  
 實一秒時も間斷なく教養よ心を委ね玉へハ自然と像門の秘蘊を悟り  
 宗旨の骨髓も達し玉へり是に於て同窓の輩の日存日道兩聖人を除く  
 の外ハ學業のよく大聖人ハ敵る者なく皆口を籍み舌を卷きて賞歎し  
 て此慶林房の天才穎敏ある實門中の俊傑なり他日吾宗を恢よし廣  
 布の實を擧るものハ必ずや此小師ならんと語りあへり

妙本寺ハ龍華樹院肥後阿闍梨日像菩薩京都御弘通の際元應二年  
 庚申十二月又創立し玉へる靈場なり當初より具足山妙顯寺と稱

しまた龍華院と號せり蓋し具足山といへるの後醍醐天皇應岐の  
 國より華洛へ御還幸あらせられん事の御所願具足せし故を以て  
 なり妙顯寺とい妙經顯益の義と採るまた龍華院とい龍體華洛へ  
 御還幸の故を以て賜ふ所なり該寺の法臘の高祖日蓮大菩薩より  
 日朗菩薩日像菩薩大覺大付正朗源僧都と傳へ日露聖人これを相  
 承し本迹勝劣の大法を傳へたり日露聖人の代に妙顯寺を更めて  
 妙本寺となせしが後天文年間舊の寺號を復したり

應永七年庚辰御齡十六師範日露聖人の其性寛裕溫柔の君子として自  
 己の戒行頗る堅固にして曾て他の短を説き非を咎めて人の性も忤ふ  
 ことを好まざるより自然徒弟の行狀につきても強ち其非を匡し玉ふ  
 こともなけれは情慢の者之を好きこととなし亂行を働くものさへ  
 出來ふけりそれが爲め一山の風儀も漸く紊れ貫主の法令も弛むに至

りかハ大聖人の日存日道兩聖人と共に大いふ之を歎息し止なく三  
 師うち述て住馴し妙本寺を立退き玉ひぬ斯て日存日道兩聖人の都の  
 内野に閑靜なる土地を撰み草庵を營み建てて大聖人と爰に移り住み  
 玉ひぬ抑此内野といふの京都七野の一にして其七野といふ一は内野二  
 に北野三は上野四は萩野五は蓮登野六は紫野七に平野とて何れも有  
 名の勝地なれども多くは邊僻に屬して不便の地なり内野の市中は接  
 續して去かも氣清らかなれば上古大内裏ありし頃の皇城の内郭に在  
 りて大内野と稱し布教便利の地なるを以て日存日道兩聖人はやくも  
 此處に一庵を設けられたるなり三聖人の一旦妙本寺を退き此庵に入  
 玉ひかど固より扶宗専心とましませし學友なる佛性院久成院大法  
 坊乘林坊の四師と議り久しく頽廢したる妙法蓮華寺を再建なさんと  
 遂に柳屋の舊地に於て一字の本堂を建立し玉ひこれを卯木山妙蓮寺

と名けられたり卯木の即ち柳の分字にして妙蓮の開基檀那なる尼妙蓮の號を用ひ玉へるあり元日像菩薩の創立あるを以て一に像師室と名け傍らに小舎を建てて學室となし大成坊と名づけ七聖人此所より留りて日夜勤學せられける然るに後年諸師の退き去て獨佛性院のみ留りければ此小舎の佛性院の獨有のもの如く佛性院を以て此舎に名けたり而して此大成坊の妙蓮寺子院の最初なり

抑此妙蓮寺の來歴を尋れば日像菩薩弘安五年壬午十月十一日宗祖の御遺言を承け玉ひ永仁二年己丑の歲の宗祖大菩薩の第十三祥忌に相當するを以て正應五年壬辰十月二十六日より一百日の間毎夜由井が濱の海水に浸りて自我偈百卷と題目を唱へ翌永仁元年癸巳二月七日満願寺尋て鎌倉を發足し玉ひ宗祖の御靈場を巡拜し伊豆に渡り身延山に登り路を北越寺泊り取り佐渡が島

に航海し能登の七尾にうち渡り該州を弘通し果て加賀に入り何れも化導に月を越え數ヶ寺の精舎を創設なり又越前を弘通し玉ひ爰も數多の寺を建て茲年の此國に歳を越へ多くの御弟子を得玉ふ中より日乘妙珍妙文覺圓日源日禪等の何れも歸伏改宗の高弟よりして禪學の聞ある人々なりき其翌永仁二年甲午の正月若狭より丹波の國を弘通し玉ひ三月十三日山城の石清水に登り八幡宮の神殿に參籠し玉ひ關下に於て此大法を宣布し宗祖の御遺言を満足せしめ玉へと終夜誦經祈願し玉ひて翌十四日京都に入り四條空也堂の近傍に住する商人某と迎へられ此夜に此に明し玉ふ主人某菩薩に信伏し檀那となる翌十五日茶商近藤右衛門の宅を訪ひ玉ひ夫より宗祖御遊學の迹跡南都をはじめ高野天王寺等を巡廻し再び石清水に參籠し其翌日に比叡山に登り三

塔を巡拜し下りて三井の園城寺に至り京へ歸りて東寺の法華堂  
 へ宿り玉ふ是にて彌く王城弘通の用意を爲し四月二十八日朝  
 疾く禁裏の東門に至り玉ひ朝曦を拜して高聲に四箇の格言を擧  
 げ御題目を唱へ玉ひて黄昏に至るも猶停め玉はず此日天朗かに  
 澄て香霏凝り實は是れ法運開發の奇瑞にそある尋で五條西洞院  
 に到り造酒屋中興の家へ投じ玉ふ主人中興は菩薩御入浴の五年  
 前正應三年庚寅六月二十五日死亡て今其未亡人のみ家を守り  
 てあり菩薩此宅に於て日々法華經の奥旨を演説し玉ふに宿縁の  
 發する所か未亡人の忽ち信伏改宗し遂は蓬髮し尼となる菩薩こ  
 れに本門の大戒を授け法号を妙蓮と名け玉ふ此家の門前に一大  
 柳樹あり又其樹下に春日の置て有けるが縁陰光線を隔つるを以  
 て菩薩日々此柳陰に出で在來の春日を法座とし懐なる曼陀羅を

柳枝を懸け説法教化なり玉ふ又此樹下に清泉の常に涌湧して溢  
 れ流るゝあり此水頗る清潔なりて人皆喜んで此水を汲けり柳屋  
 の造酒も年々此水を以て醸し造る故に自然其酒を造り得て其家  
 名も殊に高かりき妙蓮尼は菩薩の爲す寸金の隣地を寄附し茲に  
 寶房を建築なり之を菩薩供養しければ菩薩此房を妙法蓮華寺  
 と名け玉ふ是れ王城に於て本門法華の道場を創立するの權輿な  
 りこれより菩薩は此寺に在りて専ら妙法を宣布し玉ふ又其年の  
 五月十三日より毎日浴中の十字街頭に出で法輪を轉じ或は橋  
 詰に立ち或は石上に座し三伏の暑き日も嚴冬の寒き日も念佛  
 無間禪天魔眞言亡國律國賊諸宗無得道墮地獄の根元なり唯妙法  
 のみ汝等成佛することを得べし南無妙法蓮華經と諸宗を折伏し  
 玉へばこれを聞く者の呆れ果て或は誇り語りて此無智の惡比丘

のそも何所より來れるかど杖木瓦石を以て菩薩を抗擲き投打け  
 る菩薩止なく避け玉ふといへども此者等去れば菩薩ハ又もとの  
 如く出て演説し玉ひける是に於て憍慢の四衆ハ菩薩を罵詈誶  
 することまずく甚しく三度華洛を追却せられ玉ひ一が遂に延  
 慶二年巳酉八月二十八日官府の評議宜ふして菩薩に弘法の宗牒  
 を授く是より法輪常に轉じ宗風漸く熾んなりき茲ハ小野妙覺な  
 る者地を割て精舎を造り供養しければ菩薩これを經王山妙覺寺  
 と名づけ玉ふ妙蓮の寶坊と茲ハ至りて二ヶ寺ありこれ衆徒日々  
 増加し一院おてハ衆を容ること能ハざる故なり正和二年癸丑善  
 陸日々北野なる天滿宮の前通りに在る石上に坐して弘教化益し  
 玉ふ偶洛西嵯峨村なる眞言宗大覺寺御門主妙實聖人此法筵ハ陸  
 み玉ひ菩薩の宣説し玉ふ所を開き忽ち針芥の想をなし興り闍玉

ふこと七日間遂に大覺寺御門跡の重位を退き新たに本門の大戒  
 を授けこれより菩薩ハ親灸し終に教旨を究めて精微ハ至り我宗  
 の骨髓に徹し玉ふ其徒弟智覺正覺禪存等の七子も日々に師と共  
 ん菩薩に給仕す妙實聖人後に此石を圍むに小堂を建て法華堂と  
 名く今の京都北野御前通りの法華寺ハ其遺跡なり却説妙實聖人  
 ハ常に妙蓮の寶房ハ在りて布教ハ從事し玉ひぬ元亨元年辛酉の  
 歳後醍醐天皇日野亞相に勅して菩薩に安居院の地を賜ふ是今の  
 元妙顯寺町の地なり菩薩茲に一大刹を創立し宗弘ますく盛ん  
 なり之を具足山妙顯寺と號す後ハ今の寺の内通り堀川の東ハ移  
 せり康永元年壬午菩薩御齡七十四歳十月病ヲ罹らせ玉ひ十一月  
 八日一期の能事を舉て妙實聖人に附屬し畢り十三日の味曉遂に  
 入滅なり玉ふ御遺骸ハ深草山の下ハ於て荼毘し奉りぬ四衆悲し

德行記卷上

十二

まざる者なく林の色もこれが爲小樹じ恰も沙羅雙樹の想ひをな  
 せり故に塔所を鶴林院と名く文和元年壬辰六月天下大いに旱魃  
 一けるに後光嚴天皇の詔を奉け妙實聖人桂川の沼に到り僧徒三  
 百餘名を集め壇を設け菩薩より授與の大曼陀羅を掛け精神を凝  
 し請雨の祈念をな一玉ふに未だ一卷の御經をはらざるに忽ち  
 雲起り雷鳴り大雨を澍ぐこと三日の間止ざりけるされば天皇  
 感激の餘り請所なきやとの敕ありければ妙實聖人請奏して宗祖  
 に大菩薩日朗日像又菩薩の號を賜らんことを言上ありければ同  
 月廿五日三菩薩の宸翰を下し賜はり妙實を僧正に任ぜられ大覺  
 の二字を特書して賜はり是より大覺と號し玉ふ此時妙法蓮華  
 寺の未だ廢滅せざりけり其証は日像菩薩の大曼陀羅および文和  
 三年甲午足利義詮將軍より僧伽梨ならびに水晶の念珠を寄せら

れたるの皆祈禱感應の著きに依るものなり此大曼陀羅と水晶の  
 念珠と妙蓮寺の什寶に係る上は此時妙法蓮華寺の存在せること  
 明かなり此寺破壊せし後ハ此二ツの什寶妙蓮の家に藏しや否や  
 その詳かならざれどもこれハ因て之を懐へハ大覺大僧正ハ常に  
 妙法蓮華寺に在せしことを知るに足るべきなり長祿三年巳卯佛  
 性院 慶上人の紹介に由て伏見の宮榮仁親王の御子大僧正日應  
 聖人を請待して妙蓮寺の副法となす于時聖人年甫十六歳なり此  
 時四條堀川の地に於て新たに妙蓮寺を建立す本堂客殿方丈樓門  
 等を建隙ね子院二十八坊軒を並べ七堂伽藍其中は尊へたり又學  
 頭日忠上人ハ佛性院日慶上人を親教師となし開祖大聖人を依止  
 師となしぬ日忠上人ハ元三井園城寺の學頭にして該山の常住院  
 に住せられしが一日大聖人に值遇し本門大法の教化を受け歸伏

改宗一三井寺を去て妙蓮寺の大成坊に居住すこれより日慶上人  
 を師とし勤學せり日應聖人蓮山を造營一玉ふ際も一切これを擔  
 任して終に盛大なる工事を竣り本山となりたるに能く日應聖人  
 を補佐一力を護法に盡されたる故なりけり文龜三年癸亥九月十  
 五日享年六十六にして遷化せし際日應聖人直ちに方丈へ迎へ貫  
 主の禮を以て葬儀を營み嗣法第九祖に加へて中興と稱し玉へり  
 日應聖人の皇族より出玉ひて學識卓越なり一かば眞俗の尊信最  
 も深かりし聖人妙蓮寺第八祖別當初代となり玉ひ寛正年間大僧  
 正に任せられ在職六十年間伏見の宮より寺領五十石を附け玉へ  
 り開祖大聖人寛正五年甲申二月廿五日御入滅の時ハ尼ヶ崎へ  
 下り事務を執り御葬式の次第も該聖人の定め玉ふ所なり妙蓮寺  
 の日應聖人建立し玉ひてより七十八年の後天文五年丙申七月一

條草堂の法論より山門の大衆憤りを發し遂に洛中洛外の法華宗  
 を攻撃すること成り近江の太守佐々木義實を加勢よむひ惣勢  
 拾萬餘と聞えたり洛内外の宗門の道俗馳集するもの三萬餘人闘  
 戰すること數日互ひに挑み争ひしが終に敵する能はず山門の大  
 衆のために吾宗本山の分二十一ヶ寺末寺の分六十三ヶ寺盡く燒  
 却せられ諸寺の僧徒の皆本尊を負ひ聖教を抱へ多くの泉州堺を  
 さして遁れたり妙蓮寺の僧衆の堺の法華寺に遁れ此時の貫主ハ  
 十世日盈聖人なり聖人の堺に移りてより専ら開祖の御聖教を寫  
 され妙蓮寺に大功あり天文八年己亥七月十二日享年二十七歳法  
 華寺に於て寂せらる是に依り日解聖人嗣法となる聖人の初め大  
 成坊に住し後常住院に住せり堺に近れたる諸寺の僧衆毎日々  
 陀羅尼を誦し歸洛再興を祈り六年の間盧日なり此間洛中種々の

天變地歿あり大風禁闕の殿門を吹き倒し木摧け瓦飛び民家の傾  
 顛ることも其數を知らず人の死するもの亦多し或ひは大雨數十  
 日降つゞき加茂川桂川等非常の出水にて洛内外の民家七十五町  
 お一流され是が爲め非命に死するもの擧て數へがたし此時將軍  
 足利義晴大に驚きこれ只事よの非るべし先年法華宗門を敗滅せ  
 しめたる天譴ならんと奏聞ありかバ秘慮もとより茲に在るを  
 以て忽ち勅を下され將軍の御教書を發して法華宗徒の歸洛を許  
 されたり是より於て宗内の本山諸寺院京都に歸りて舊地に就て各  
 假堂を建てて居住す此際二十一ヶの本山の五ヶ寺を滅じ十六本  
 山どのなりぬこれ天文十一年壬寅歳の事なり同十三年甲辰三月  
 北小路大宮西へ入町へ新お地所を賜ひ妙蓮寺を再建すべき旨波  
 多野元運波多野備前守を以て執達せらる其執達狀及び制狀とも

今猶寶庫に存せり之より依て堂宇伽藍を経營し子院左右に並列し  
 て本山の結構稍く備はれり今の元妙蓮寺町といふ此地なり其  
 後天文二十四年乙卯三月十五日南の御所より地所を賜はり堂宇  
 子院を此地に移す此後三十二年を経て天正十五年丁亥前關白太  
 政大臣豊臣秀吉公聚樂城を此地に造營せらるるに由り妙蓮寺を  
 寺の内大宮東へ入る町へ換地すべき命令を下せり時の貫注の十  
 三世權大僧都法印日舜聖人なり聖人の二條家の連枝にして宏學  
 雄辨解義に長ぜられ曾て山門の請に應じ叡山に登り三大部を請  
 ぜられたり聖人新たよ移轉の堂宇を造立し子院十八坊軒を並べ  
 て巍巍堂々たる建築をなせり而して慶長十六年辛亥九月二十三  
 日聖人壽七十三歳よて遷化し玉ふ是に於て權大僧都法印日源聖  
 人十四世の嗣法となる徳川將軍家康公聖人の徳行を賞して寺領



拾石を賜ひ且つ大佛殿の残木及び桃山の別殿を寄附せらるる之に依て聖人大本堂を再建し桃山別殿を以て書院となせり此時堂塔伽藍全く備はる聖人の元和八年壬戌二月二十七日示寂享年六十歳なり是より後百六十七年を経て天明八年戊申正月洛中一圓の大火災に罹り妙蓮寺の大伽藍の只寶藏鐘樓堂のみを残して他の皆灰燼せり後三年を経て三十八世日行理人本堂を再建す此焼失前の方丈の土堀及び大門左右の土堀の何れも筋堀なりき當時の所司代永井伊賀守大江朝臣の直印にて下置れたり其後代々元の如し是より漸を以て客殿方丈書院等を再建して今の妙蓮寺の現状となれり又當今の子院の左の如し

堅樹院 ○ 圓常院 ○ 本光院 ○ 玉龍院 ○ 惠光院 ○ 常住院 ○ 本妙院 其

外鬼子母神堂同拜殿寶藏土藏山門等完備せり

雷山寶物

- 一 宗祖日蓮大菩薩御眞筆本尊 七幅
- 一 全大黒天畫像 二幅
- 一 全御消息 十六通
- 一 水品念珠 二連
- 但一連の足利義詮より大覺大僧正へ寄進の品なり
- 一 日朗菩薩御本尊 二幅
- 一 全御消息 二通
- 一 日像菩薩御本尊 四幅
- 内一幅の雨乞の大曼陀羅なり
- 一 大覺大僧正御本尊 二幅

- 一 日隆大聖人御本尊
- 一 全十三ヶ條
- 一 全血脈相承
- 一 日忠聖人御本尊
- 一 全御消息
- 一 全金剛法戒
- 一 全龍王緣起
- 一 全御書題号
- 一 日道聖人御本尊
- 一 日應大僧正御本尊
- 一 全御消息
- 一 日露聖人御本尊

七幅  
一冊  
一冊  
三幅  
一通  
一冊  
一冊  
一冊  
二幅  
一通  
一冊

一 古寫一切經

一 法華經

但後醍醐天皇後光嚴天皇の御裏書あり

一 法華經

但紺紙金泥行成卿筆後光嚴天皇大覺大僧正又賜ふ所なり

一 安國論

一 柳屋妙蓮之由來

此外兆殿司の羅漢 ○探幽の徳山達磨監齋三幅 ○同釋尊寒山拾得

三幅 ○永徳の羅漢 ○呂紀の花鳥 ○牧溪の寒山子 ○古法眼元信の

鷲 ○主信の布袋 ○牧心の布袋 ○主馬の鶏二幅 ○允安の山水 ○明

人仇英の畫梅小鳥 ○歷祖代々の本尊及び著書等ハ枚舉に遑あら

ず因て茲に畧す

應永九年壬午御齡十八大聖人再たび具足山へ登りて日露聖人に謁え  
 師恩の報じ難きを謝し且近來山法の廢弛たるを悲みつゝ言を盡して  
 諫め玉へり然れど日露聖人の如何思し玉ひけん遂にこれを採用ひ玉  
 ひざりける依て是非なく暇を告げ再たび山を下り像師室なる大成坊  
 へ歸り住み専ら勤學し玉ひけり

應永十二年乙酉御齡二十一の冬十一月四日師範日露聖人享年五十七  
 にして入寂し玉ふ是に於て嗣法の入撰其説區々なりしが終に在山の  
 年序を以て多き御弟子の其中に具覺といへる師も定まれり然るも此  
 具覺師妙本寺の法統を紹しより名を更めて月明と稱し一向高位重職  
 を望まれけん月卿雲客權勢ある人々に交際頗る篤かり茲に護國利  
 生論といふ書を著して後小松天皇に奉られたり此の如く月明師ハ朝  
 廷柳營の御おぼへよろしく貴人縉紳に交り厚く日夜の往來ハ繁けれ

と門下僧徒の教誡論導に至りてハ或ハ嚴密ならざりしにや俗諦門を  
 さへ疎かになす者も出來にけりかゝりし程に京童の口さがなく尾跡  
 を添て右や左と風開喧すかりければ像師室なる大成坊へも此とり沙  
 汰の聞えければ開祖大聖人はじめ日存日道の二聖人も其度ごとよ肩  
 を認め大よ之を歎息せられ頓て具足山に往詣て月明師に面會なり此  
 頃世評の五月蠅を諷諫し延て宗致の法問に及び且月明といへる名よ  
 つきて其非なるを論じ速かに月明を改めて日明と名乗換玉ふべしそ  
 れ過を知て改むるハ儒門の教誡なり回心懺悔はこれ内典の庭訓なり  
 請ふ後箴のために河帶山礪の盟書を作らせ玉へとありければ月明師  
 うち點頭三師の忠告祝着せり我必ず今後ハ貴意を煩はさじと詞に  
 誓を立られしハ三聖ハ像師室へ歸らせ玉ひぬ

應永十七年庚寅御齡二十六大聖人ハ旦暮も具足山の清規すたれて妙

法の廣布に妨げあることを杞憂玉ふといへども時の風潮せんかたなく寧ろ己身の道法を修めんに若しと單身大成坊を立出玉ひ諸山の學匠に交を求め一々宗義の蘊奥を探り終に津の國四天王寺に入り一代藏經を閲し玉ひたり

應永二十一年甲午御齡三十大聖人の諸國遊學を終り一先京都へ歸らせ玉ひ日存日道兩聖人の許に居玉ふ一日三聖人商議し玉ふやう月明師假令非義の事ありとも余們これに背くの故を以て妙本寺を疎かになすことあるべからず若し此儘に捨置とき妙本寺の衰運さらに疑ふべからず余們一宗の爲に妙本寺の法燈を挑ぐべしと意見協ざる其中を曲て三聖もろどもに遂に妙本寺に歸り玉ふ此時一山の弊風熾盛にして而も月明師の本迹二門一致の義を懷き密かに其黨派を結び其趣義を張らんと企て玉ふより聞えければ三聖人のこれを察し大い患

ひて措玉はず止むを得ず遂に三たび妙本寺を離山し玉ひやがて大聖人の更に諸州遊歴に又も立出玉ひける

應永二十二年乙未御齡三十一大聖人の御歸京の後油小路通り高辻と五條坊門の間(今の佛光寺通)にて一字の精舎を創設し玉ひ之を本應寺と名け(一説に本成寺住職日陣和尚之を名くと云)法伯日存聖人を崇敬して元祖となり吉辰をとり開堂式を修し玉ふ是より於て本門の大法漸く盛んに行はるることいふ者ありと雖も本興寺開設の應永二十七年庚子にて本興寺の創立より後ること六年あり左に剛補德行記を引て其明証となすべし

本興寺草創型壽三十有六應永二十七年己前日自兩師(存道二聖人)在世中本應寺有之徵音証考

一者師歲四十五永享元年十月告于妙蓮寺內証相承血脈之係由其首先牒七箇條其第四曰初妙本寺義絕之後自本應寺已來當門流化儀化法之再興限日存日道耶否事已上

謹按此聖記見兩師初妙本寺離山後本應寺建立已來恒無間斷盡心于化儀化法之再興而已可知生前初回退山後已築本應寺宜着眼

二者同第五條目日本應寺之住持日存聖人云云先例之用否如何已上

私解日日存聖人是爲初建本應寺元祖如記于摺今方引此先例以慕可係卯木山傳法之歷祖之義一條也誤勿斥第二建立之時流布緣起繫永享紀元年若然者彼此同年先例之詞互消况存聖先已沒豈現得日住持乎深可廻思

三者師答於信師法東曰其後(私曰其後者斥應永念五妙本寺離山後也)

五條等係于本應寺法門被申候時乃至以後日道此由申候會通更不

違由被仰候已上畧寫

私曰是亦道尊在日有本應寺其証炳焉

四者卯木山祖師記日月明廣勝劣與一致三師以教篇而諫之明眼作色故三師引其法眷出妙本寺而創本應寺繼於像師相承弘於勝劣亦三師共乘立妙蓮寺勸於始行挑於法燈終於本應寺存逝道亦寂矣又感記曰三師其外同志之弟子法眷屬共夜半出妙本寺焉其後建於本應寺而守像師法義之本迹立於妙蓮寺而弘像師嗣法之勝劣矣存道兩師不移妙蓮寺於本應寺逝去或評之曰存應永二十八年辛丑三月二十六日五十三歲寂道同三十一年甲辰二月十七日四十二歲寂二聖人示鶴林于內野草庵然書記於本應寺言逝去者以後本應擬初草庵且言爾已上

應永二十三年丙申御齡三十三歲大聖人本應寺不御安住也一也廿九此

時桃井家の老臣中村元成越中の國より孤杖老を扶けて百有餘里京都  
 小上り大聖人に請ひ申上るやう逆臣元介先頃より謀反を企て候て御  
 舎兄直之君を逐退けて御領地を奪へり依て願くは法君一度御歸郷あ  
 らせ玉ひ敗殘の兵士を集め逆賊を誅滅し玉はんことをとありけれ  
 大聖人仲々として宣ふやう我は是れ出家離塵の身なり焉んぞ軍旅の  
 業を事とせん但し汝の告る所の孝道を勵むるあり強て止むべきよ  
 らず因て予書を作て舊臣の遺屬よ贈るべし聊これを持歸りて義兵を  
 募り逆賊元介を誅討せよ予も亦後より下向すべしと仰せられけれ  
 元成又申すやう小臣既よ此事を計り候へば首將なきが爲め人心歸向  
 仕らす之よ依り止を得ず法君の御歸國あらんことを冀ふ所なりと申  
 ければ大聖人聞しめされ直ちに手づから斧を執玉ひ鏡に自らの相好  
 を照し見玉ひて影像一軀を彫刻し玉ふ是れ大聖人御齡十歳の時の御

童像にして其容儀紫絹を以て髮帽とあり右の手に金塵を採り左の手  
 にハ肩尖刀を腋挟み威風凛々たる軍裝乗馬の御像にぞある世に鏡の  
 御影と云ひこれなり大聖人此像を元成よ授け賜し玉ふやうこれ我が  
 長一啓といへりし時の肖像なり之を立て主將と爲すべし必ず及よ  
 さすして麻輪をとるべしと仰ありければ元成謹て命を承け御書と乘  
 馬の尊像を奉じて急ぎ歸國なしたりける元成國に就きしかば舊臣ハ  
 固より軍士雲の如く集り來れり逆臣の元介ハ此風聞をきよて大  
 怖し一戦も及ばず罪よ伏して自刃せり大聖人の浴ハ在て遙かハ此  
 事を聞しめされ一たびハ悲しみ一たびハ喜び暫し嘆じて居玉へり  
 て御歸郷を思し立玉ひ本應寺を旅立し故國越中の島村へ到らせ玉ひ  
 親族舊臣ハ宣ふやう舎兄既ハ家を通過て武州ハ在り今此桃井の家運も  
 盡き繼續すべき兒孫もなければ今ハ是までなり我祖先考妣の御爲ハ

徳義評卷一

廿一

菩提院を造るべしとて慈父舎兄の住玉へり一館を改め造り本成寺と  
 その名け玉ひける蓋し本成寺の成の字の前ふ記したる如く遠成寺を  
 慕あそばされ遠成の成字を取り用ひ玉ひたるなり此本成寺の後  
 三祖日樹聖人の代ふ寺号を改めて本紹寺となし其後第五世日持聖人  
 初て山号を附し寺号をも更めて鳳梁山本光寺といへり却説此年の慈  
 父尙儀公の卒去より二十三年の忌に當れ大聖人一日婦負郡布市村  
 なる先考の廟所詣で玉ひ香華讀經の供養をなし先考に妙蓮尊儀  
 た先妣にの誦諭尊儀の法號を諡らせ玉ひける

因ふ云吾宗門の男子の法號ふ妙の字を附すること其例多し茲  
 其一二を記さば宗祖大菩薩の御父重忠公ふ妙日尊儀と諡らせ  
 玉ひ又甲州御弘通の際山梨郡黒駒の路傍なる石上に跏坐し説教  
 し玉ふ時遠近の老若男女こゝに群集し受法改宗のものも多かり

き其中二人の篤信の者へ法名を授け玉ふ一人の男子に妙吉又一  
 人の男子に妙法と名づけ玉ふ是即ち都留郡小立村(今の大富村)妙  
 法寺の開基檀那にして今猶子孫富裕同寺の檀家惣代を勤む又日  
 像菩薩の御弟子の中に妙珍聖人妙文聖人あり妙珍の加賀國回向  
 郡車村真言宗の僧にてありしが菩薩に伏從改宗して妙珍山寶乘  
 寺の開祖となり玉ひ妙文の越中國射水郡植生八幡の社僧にて能  
 登國羽咋郡瀧谷妙成寺學存の法弟なりしが菩薩を拜し改宗の後  
 越前國妙勤寺妙文寺の開山となり玉ふ又開祖大聖人越前御弘通  
 の際敦賀の紺屋五郎右衛門を教化し信伏せしめ玉ひ之を姓を安  
 田と授け法名を妙源と賜ひ又尼ヶ崎辰巳の撰呼米屋次郎五郎の  
 宅にて御布教の折に同所西口町小濱屋某大聖人に歸依改宗しけ  
 ればこれに姓を芝と與へ法號を妙行と授け玉ひぬ

斯て本成寺へ歸り玉ふ此時中村元成齡七十歳なるが深く廣網を願ひ  
 出家得度して先君の庭草を除き精舍を衛らんことを乞ひ申すに一座  
 の人々皆其忠心を感賞し互に流涕したりける(中村元成の末裔今尚淺  
 井郷に在りて家名盛なりといふ)大聖人深く其志操を感歎なし玉ひ速  
 ん其望を聽し手づから剃刀を下して妙衣法服を賜ひ名を日永と授け  
 玉ふ日永師の大聖人を本成寺の開山祖と崇め其身の第二祖につらな  
 れり又大聖人書を賜ひて宣はく我入滅の後ハ遺骨諸具を茲所に止め  
 んと約し玉ひかくて日永上人ハ信心課誦一日も怠らす行ひすまいて  
 そありける大聖人京都へ還錫せんとし玉ふに親族知友家隸等いつれ  
 も別離を惜しみつ、袖に涙の盡きざれば大聖人諭して宣はく我像こ  
 ゝ、ま在り是則予が生身なり今留めて之ハ在くかまへて愁べからずと  
 いと懇に諭しつ、遂に出發し玉へり斯て日永上人ハ其後應永三十二

年乙巳五月二十六日淨業貞潔にして遷化し玉ふ享年滿八十歳なり初  
 め大聖人より傳法の御本尊乘馬の影像其由來書並びに家名退轉なす  
 も弘法に替へ難き旨の御文抄等を日永上人に御授與ありたり日永  
 上人入寂後八十一年の間住職あし遺臣及び檀信の者之を守護れり時  
 に永正年間上杉顯定長尾爲景の戰爭あり之が爲め當國の在々郷々兵  
 燹に罹り本成寺も亦此時焼失して堂宇を始め傳來の什寶等多く灰燼  
 したりしが諸尊ハ其折土中に埋めしを知者絶てなかりしかば三十年  
 間ハ音寂冥たる空地にてありし是を本成寺第一回の不幸ありとす後  
 天文十二年癸卯の歲何れよりか一僧來りて空地に草庵を結び土中よ  
 り埋も在りし佛像及び乘馬の尊像等を掘出し一字を建立なし更に本  
 紹寺と名づけ八品門流の教化最も盛んなり是に於て散在せる檀徒  
 も追々舊に復し又焼失したる島村の民家も稍元の如くよなりたりき



此僧を第三祖日樹聖人といふ而れとも聖人の生縁詳かならざるハ遺憾といふへし

日樹聖人該寺に止住すること三十二年の後天正二年甲戌正月二十一日第四世日證聖人へ蹟を付囑し出て其終る處を知らず今に傳へて大聖人の再來なりと云ふ同八年庚辰日證聖人寂す同九年辛巳第五世遷住院日持聖人嗣法せらる聖人の兩山十四祖日衍聖人の徒弟なれば同十一年癸未師匠日衍聖人の懸望お依て大聖人鏡の御影即ち乘馬の釋像を本能寺へ納め玉ふ今現に開山堂お安置し之有り依りて兩山より補任状を與へ越中の國に於てハ本山同格たるべく又法服等も貫主の如くたるべしとあり抑當國ハ領主神保氏天正十五年肥後に移り佐々成政代りて入國し成政滅びて後前田家に於て領し玉ひ續ひて該寺を同國富山に移すべき發令あり依て島村の舊地の其儘にさし置き更に

富山に於て新寺を創立し本紹寺と稱したり慶長六年辛丑國主前田利長(二代)の命により同寺を富山より高岡へ移轉せり故に古定塚町に於て千五百餘歩の敷地を賜はり堂宇を建築す此時初めて因榮山本光寺と改稱す此際兩本山より乘馬の釋像を納め末寺とありたる藤を以て大聖人御眞筆大本尊一幅御聖教寫四帖抄五帖抄私新抄三大部本末及び緋縮緬紋白五七條の袈裟に代々の住職着用すべき旨の裏書を以て之を遞贈せらるそれより二十年を過ぎ寛永二年乙丑日持聖人寂す依て其弟子不染院日詔聖人入院す正保二年乙酉國主領内の大改制を行ひ社寺共よ由緒を取糾さるといふ當り該寺の縁起を詳細に編録して差出す此時由緒不明の社寺ハ悉く破却したりと云ふ領主加賀國金澤へ入城の沙汰あり之に依て高岡の中央なる片原町へ又も該寺を移し古定塚町の地所を田地となしたき旨願出たれど久しく何の下知もなかり

一が九年を経て承應二年癸巳二月金澤へ領主入城ありたるに付同所  
 へ分寺を願ひたるも同年八月前願の二件共に許されたるを以て高岡  
 の片原町にて二百四十三歩の地を賜えり尋て日詔聖人の金澤の小堀  
 川へ地面を賜り鳳榮山本光寺を分寺す委く同寺の條下に譲る又此  
 分寺を大聖寺領月津驛に移し尋て又大聖寺町に移す後本光寺七世日  
 專聖人古定塚町なる堂宇を移さんとして未だ果さざりしに惜ひ哉萬  
 治二年己亥五月回祿の災に罹り堂宇什寶書類等皆灰燼一殘す所な  
 是を本光寺第二回の不幸となす後三年を経て寛文元年壬寅六月片原  
 町に於て堂宇を再造す其後元祿元年戊辰十月九世日能聖人前來の由  
 緒を以て兩本山の許可を経諸國の總末寺を勸進し舊地島村に於て  
 生所と云へる一小堂を建立す同七年甲戌五月兩山三十代日圓聖人此  
 靈地に於て寶物等の焼失せしを歎じ本山に安置せる大聖人の御像一

體(日玄聖人開眼日圓聖人直納と該御像又裏書及び花押あり)宗祖御眞  
 筆の御本尊一幅(日圓聖人寄附の裏書あり)大聖人御眞筆の御本尊とを  
 本山より本光寺へ寄附せられたり今に該御像の同寺に安置す又大聖  
 人御眞筆の御本尊一幅番神の畫像二幅紫紋白五七條を日詔聖人同寺  
 の什寶として寄附し置けり寶曆十二年壬午三月十二世日賢聖人大  
 聖人の三百御遠忌に相當するを以て誕生所を常唱堂と改め一堂を建  
 立せり佛壇及び法要の器具及び雜具まで悉く全備せし依り參詣人  
 の寄宿するもさらし妨げあることなし常唱堂の隣地の荒蕪の地より  
 て惡獸こゝま往來一人を害ひ難澁なるより地方信者の依憑により三  
 丁程隔たる原野より一社を創立し三十番神を勸請せり世人神明宮と稱  
 し之を尊信す此社王政復古の際に取除きの命下りたるも依り今の本  
 堂の外陣に安置せり安永三年甲午七月觸頭なる能登國妙成寺より重

て寺格由緒の取調あり然るも本山印章の証品なきが故に種々紛議あり遂に兩本山へ申立る事となりたり其未永代聖免許弟子未々まで目録金登山免許嘉札及び入退等の際ハ諸音信諸勸化金等免許の旨調印の書を本山より贈れたるに依り之を觸頭に出して事落着す以上書記の儘(三世より二十一世までの間ハ無異に相承せし中より二十世日勇聖人住職中文政四年辛巳六月當町南の方より出火し折しも暴風の際なれば堂宇悉皆烏有と歸せり是を該寺第三回の不幸とす同八年乙酉六月國主へ上願して松材四十五本を賜へりこれハ前田家二代の聖牌を當寺に安置すれをあり此木材を以て本堂を再建す廿一代日融聖人住職中天保六年乙未庫裏等悉皆再建す廿二代日融聖人住職中八品正意を擴張すること盛なりけれハ觸頭の厥制より國法と稱し聖人を國外に放逐し上寺と唱へ該寺を滅却同様の所置をなせり是を該寺第四

回の不幸とす觸頭ハ自門の術を以て該寺の住職たらしめんと謀り一を在金澤同末三ヶ寺の盡力に因り奮々復したり是に於て廿三代日經聖人嗣法永住の後文久三年癸亥其徒弟日威聖人職を襲ひ明治十三年十一月現住日覺聖人來住し舊記を取調べ天正年度の寺格に復せんことぞ同十七年八月兩本山へ請願再三にして往古の寺格に復せんことを得たり

當寺什寶目次

- 一 宗祖御眞筆御本尊 二 幅
- 一 同 御消息 三 幅
- 一 日像菩薩御眞筆御本尊 一 幅
- 一 日隆大聖人御眞筆御本尊 三 幅
- 一 開祖御直弟日増聖人御本尊 一 幅

- 一 兩山代々貫主御本尊 十七幅
- 一 永代聖衣許狀並御本尊共日祐聖人 幅
- 一 宗祖御本尊紺紙金泥 幅
- 一 同 御眞影極彩色 幅
- 一 開祖御勸學圖極彩色 幅
- 一 同 御一代記 五幅
- 一 同 御生像 幅
- 一 清正公眞筆 幅
- 一 前田利長公 位
- 一 桃井尙儀公 位
- 一 太刀 (桃井直常佩用二尺八寸無銘) 一口
- 一 長刀 (桃井尙儀持用二尺二寸) 挺

一 鏡 (中村元成持用八寸)

以上

一 條

常唱堂の高岡より二里距ちたる射水郡淺井郷島村の民有地にありて  
 即ち三本光寺の舊地に於て開祖大聖人御誕生の所往古本成寺の跡な  
 り明治十二年己卯十月寺山號の公許を得て長隆山誕生寺と云ふ本堂  
 庫裏御眞骨堂あり本堂の五間四面諸尊及び付屬の法要具備れり御眞  
 骨堂の土藏より二間に三間なり中に寶塔あり高さ九尺余臺の方面  
 六尺四面に扉あり瓊瑤彫物莊嚴手を盡せり此中に又一小塔あり此塔  
 中に寶瓶の高さ一尺六寸なるあり上の圓形にして中に大聖人の御眞  
 骨齒牙を納れ安置せり此寶塔を廻りて御眞骨を拜すべく寶塔の惣金  
 箔押しにして大坂の信徒之を奉納せり爰より十間を隔つる所に大聖人  
 の御石碑あり竿石高さ一丈餘臺三重之に適ふ表面にの支題の下に日

隆大聖人と刻し横に寛正五年甲申二月廿五日とありて此石碑の下  
 大聖人の御全骨を収めありと云へり境内に湧生水あり上に説が如し  
 當寺の境外に一條の河流あり之を距て當寺の檀園中村久平の屋敷  
 あり是の中村元成當寺の二祖日永上人の子孫にして今猶家道世襲な  
 り當山三祖日樹聖人中村の宅に在りて再建に従事し玉ひりに依り當  
 時中村を目して御宿久平と云ひたるあり此邸内に高さ五尺巾二尺七  
 寸臺高さ三尺の石塔あり表面に一逼首題を雕り臣戰死の亡靈追  
 福の爲めに應永二十二年乙未元成出家せられし時建られたるもの  
 加賀國江沼郡大聖寺町山の下風樂山本光寺の來歴ハ越中高岡本光寺  
 の第六世不染院日韶聖人の創立なり聖人の同國射水郡牧野村の郷士  
 村井氏の臣日下某の子にして蓮住院日持聖人の徒弟あり古定探町よ

り高岡片原町へ地所を賜りて堂宇を移す今の高岡本光寺これなり其  
 後寛永十五年戊寅大聖寺領江沼郡月津村へ分寺の義を再三上願し遂  
 に領主の許容を得たりしが同十九年壬午八月領主より山下即ち現今  
 の地所三千六十一坪三合を賜はり堂宇を此所に移す故に聖人を中興  
 の祖とあす此事實を証するに同聖人手筆の願文等今猶同寺に在り當  
 時の領主を前田飛騨守利治と稱し當大聖寺領主の元祖なり即ち金澤な  
 る前田氏の分家にして其祿高ハ十五石ありき嘉永五年壬子三月  
 日恭聖人住職中兩山八十四世日紹聖人同八十二世日量聖人より永代  
 聖號免許の補任御本尊を賜りたり該寺の開基檀那ハ當國の老職脇田  
 帶刀氏あり其後金澤へ移轉の跡へ又堂宇を再建したるハ山崎權之丞  
 氏なり是も開基檀那の一人にてあり一本堂ハ九間に七間庫裏ハ八間  
 に六間三光堂ハ二間又一間半なり

加賀國河北郡金澤高道町舊名卯辰の風葉山本光寺の前田家二代  
 利長公富山へ通行の途次高岡本光寺へ真臨ありて休息せられ時  
 の住持日詔聖人に語らるゝに嚮に金澤小堀川へ地面を與へしが  
 未だ移轉せず速かゝ分寺すべしとて更めて今の地九百四十二坪  
 七合を賜り高岡本光寺の弟子日專へ附屬し日詔聖人の歸依檀那  
 の共み移轉を願ふ者を率ひて遂に金澤へ移り今の本堂庫裏表門  
 及び鐘樓堂を建立し六世中興の祖となれり後嘉永二年己酉六月  
 日耀聖人住職中兩山八十三世日肇聖人同八十二世日量聖人より  
 永代聖號免許の補任ありき

當寺什寶

- 一 宗祖御眞筆御本尊 一 幅
- 一 同御消息 一 幅

御經切

- 一 同御消息切 六 幅
- 一 開祖大聖人御眞筆御本尊 一 幅
- 一 日禰聖人御本尊 一 幅
- 一 日増聖人御本尊 一 幅
- 一 日與聖人御本尊 一 幅
- 一 兩山歴祖御本尊 二十七 幅
- 一 蓮山日忠聖人御本尊 一 幅
- 一 同日舜聖人御本尊 一 幅
- 一 同日崇聖人御本尊 一 幅
- 一 同日來聖人和歌 一 幅
- 一 二十八品題號和歌(詠人不知) 一 幅

一 尊鎮法親王筆圓頓章

一 御難給

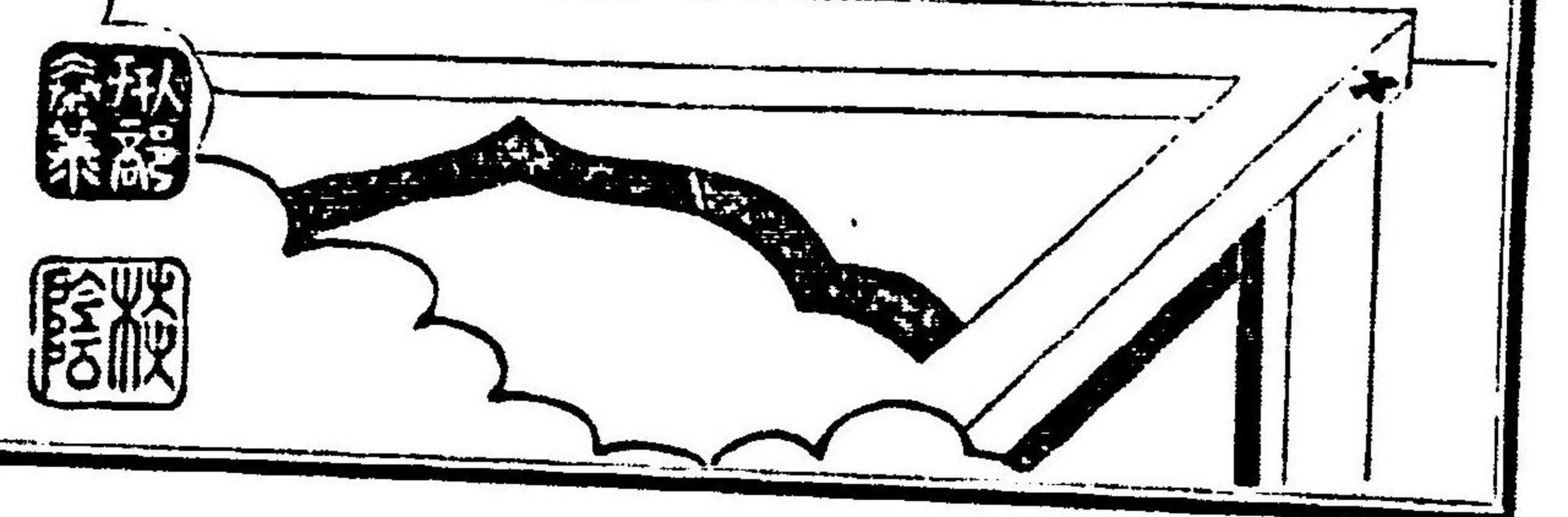
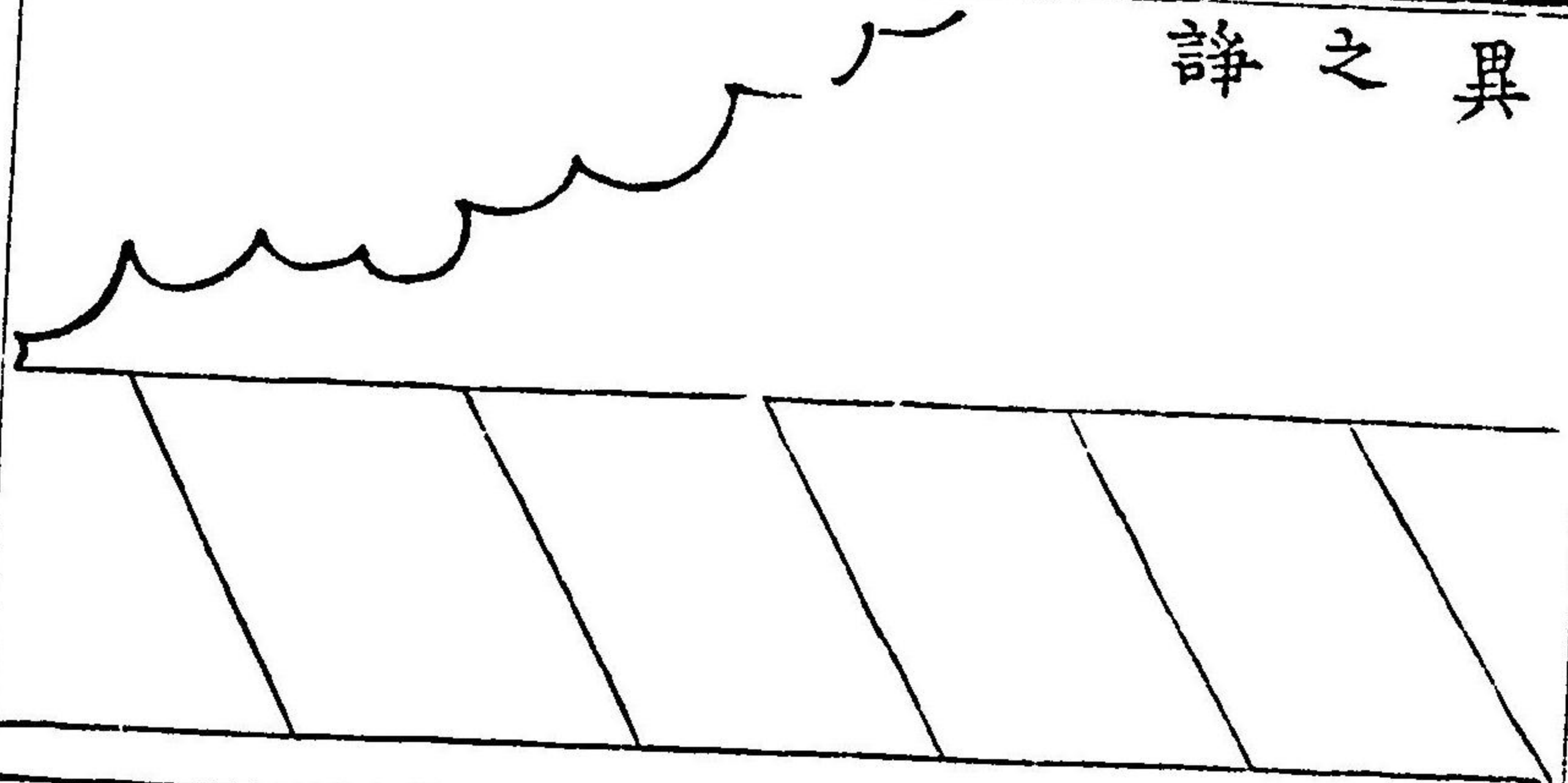
以 上

一 幅  
一 幅

應永二十五年戊戌御齡三十四彌生の頃彼月明師の往日の誓の詞に背けるのみか法義漸次又曖昧に流れければ大聖人痛くこれを悲しみ玉ひ尙も之を矯正あさんものと大海の如き御心より更に月明師と和解し玉ひ又も妙本寺に還り親しく其様を樹はす又聞にまさる事のみ多ければ卯月の初旬日存日道の兩聖人と議り月明師に迫りて山祖の立意本述二門の勝劣を匡一委しく其非をあげて論じ玉ひたり爰に月明師の肉弟に具圓と呼び後に述本院と号する僧あり兄月明師と謀りて種々の異説を構へ強て大聖人に敵せんとし終に師資稟承の脈譜を斷ち高祖直授の明証を暗まし本化正統の正法に對し更に本述一致の

義を立たりこれ所謂能斷佛種子の原因大謗法の所業なれば一山の  
大衆月明師に背くもの多く竟に龔公派(勝劣)月明派(一致)の二派に別れ  
互ひに説をなして評論やむときなかりけり月明師前に自行の道を  
過まり今ハ一も化他の道を悞れるハ圓頂方袍恰かも火宅の如くなれ  
バ日存日道兩聖人および大聖人の慨歎し玉ふこと大方ならず且つ密  
かに月明といふ文字につき思しめすに夫れ名ハ實の實よりて自から  
其體を示すものなり又日月を以て法華の本述に譬ふることハ遠く經  
疏に原き宗祖日蓮大菩薩これを發現し玉ふ故に本化の徒弟ハ日を象  
りて稱號となすこと之れ一般の通式にして正しく本門能弘の導師た  
ることを彰すあり然るに月明師其非なるを知りて之を悞めざるハそ  
も又何の所以かある畢竟月明師法華流布の前後をわすれ面裏傍正の  
本意を曉らす妄りに述門に執するハ恰も體を離れて影を求め流れを

異之諍



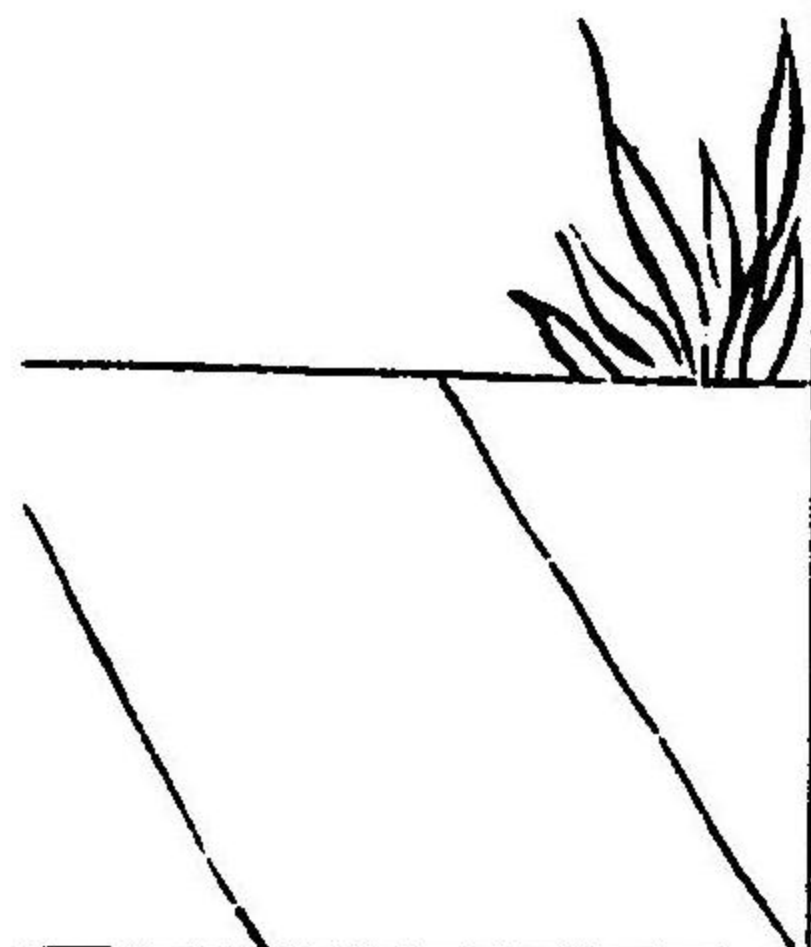
秋

陰

德

行

本迹一



再興發軔



德

行

卷

上



貴んで淵源を忘るゝが如し則ち不識天月但觀池月と天台大師の説玉へるに異ならず毒量の眞眼いまだよく開けざるの弊なり抑佛の鑑機四依の弘經ハ其關る所大なれば各その時に當て世に現ハるなり天台大師ハ像法の時なるを以て述門正意在顯實相の理觀を尙とび述門本裏一部述門理同一致の解會を以て經を弘め又吾宗祖大菩薩ハ末法の機に遇玉へハ本門正意顯壽長遠の事義を主と一表面述裏一部本門事異勝劣の要名を以て化益一玉ひたり是則ち天台と當家と立意を異にする譯にして本化述化自から已任の益相ある所以なりも佛の付囑よ於て其限りあればなり是故に本化の大士ハ塔中別付の本法を末法の世に弘通して下種益をなし専ら本門宗を唱へ玉ふなり因て本門に象る所の日の字をとりて自ら日蓮と稱し玉へり故に本化の末弟たる者ハ一に此先例を守るべき等なり若し然らずして私に述門に象る所

の月字をとらば則本述一致の標幟として劣謂勝見の外道天台の奴隸といふべきなり宗祖大菩薩すでに時過きたる曆の如しと仰られ殊に述圓尙非佛因なりと判じ玉へり是則ち本述ハ父の教相にして下種に約する法門なり故に専ら其虚實を論ず述門の教主ハ既に無常の虚佛始覺土民の野父なれば則ち其種子ハ久遠本佛慈父大王の智種にあらす設ひ十如の妙境ハ甚深なりと稱するとも已に教母の實相なれば還て昔圓に同ず譬へハ王女たりと雖も畜種を懷妊すれば其子ハなほ旃陀羅に劣れるが如し故に尙非佛因と破し玉ひ一なり是述門ハ無得道なる所謂なり素より本述の優劣ハ宗祖大菩薩本化上行の再誕として八品來還末法下種の日に於て喻を水火天地に取り本述を混合するハ水火を辨へざる者と彈じ玉へり其細論よ至りてハ一往二往三往等の分別ありて本化の所傳ハ初より三往勝劣の義門なり是そ日蓮宗の

本旨なるが故に開述顯本の上に於ても猶體内の述ハ體内の本に及ばず開後勝劣を論ずることハ本門事圓の教相地涌本分の高判にして能開所開法爾の勝劣なり本父述母境智冥合して眞の佛子を生ずべし分無量義經よ云ふ諸佛の國王と是經の夫人と和合して共にこの菩薩子を生むと宗祖大菩薩ハ本地難思の境智の妙法ハ述佛等の思慮に及ばずと判じ玉ふ大約權實ハ母の教相にして其靈妙を論ず權實絶理すれバ則實相なり是一經三段門の意にして本述二門皆歸實相なり故に實相ハ本述ハ互るといへども述門を以て正意となす述門正意在顯實相これなり其靈妙に至てハ述圓ハこれ開顯の佛母實相なるを以ての故に貴く爾前ハ未開權を以ての故に賤しきなり貴賤異なりと雖ども共に同く境母なれば則ち權實を母ハ約するの義茲に具ハる本述ハ固より二經六段門の配立にして父の教相なれば則ち果圓佛父の虛實を

論ずるなり凡ろ父を論ずるハ其種子を顯さんがためなり其種子を撰び顯すハ本述ハ在り本述ハ唯これ廢述立本のためのみなり述佛無常土民の虛父を廢して久遠本佛大王の智父を立てるに二門の虛實淺深勝劣ハ水火天地の如し誰カ本述を一教といはん一致ハこれ境妙の實相に約する法門にして本述二體其理不殊の天台の談なり是唯境母の談ホして智父の種子に關らざれば其體權實なりこの故に述圓に於て纒かよ得脱を許すといへどもこれ尙畜種にして腹白の成佛なるのみ然るに吾宗の本述ハ智父の虛實を料明するが故に父の方を以て論ずれば則勝劣なり母の方を以て論ずれば則本述一致なり是則ち天台と當家との異なる所よして當家究竟の判断なり故よ本述を判ずるに智父永異の邊に約するハ専ら智種を撰ぶよあり是全く末法下種益の觀門なるが故なり豈本面述裏本勝述劣なるにあらすや本述一致ハ其所詮

不あらざることを明かなり若し強て本迹一教を以て所詮と慕らば忽ち  
 別付の風詔に違ひ能弘の祖意に背き法門の罪人師敵なり佛敵なり誰  
 か之を本懐となさんと大慈婆心之三聖人或ハ翻め或ハ諫め辨論數回  
 に及び玉ふと雖も月明師ハ泰然自若敢て其過ちを校むる氣色もな  
 かりければ三聖人を首と一大家大概離山なり妙蓮寺妙覺寺立本寺久  
 成寺本隆寺妙光寺等へ思ひくゝ退きける此寺院がたよてハ一時に  
 衆徒増加して何れも眼はく競ふて莊嚴を添たりも獨り妙本寺ハ  
 俄然人少になり寂々寥々たる景況となりぬ淺穢さかな往昔日像普  
 薩千辛万苦の功を積み開き玉ひし本化の道場なるも一朝住職其人の  
 心迷へる時ハ斯も哀しき形勢になりけるものと心ある者の長嘆し  
 て止まざりける却説大聖人ハ一旦内野の草庵に退き玉ひ更ハ本應寺  
 へ入り後に大成坊へ遷らせられ法華經本疏御明判註末書其外俱舍因

明唯識等各宗所依の大小乘其遺奥を究め玉ひたる慧眼を開き八品勝  
 劣の義を唱へ本利益妙を聞浮提よ施さんと茲も大誓願を起し玉ひぬ  
 實に大聖人の此に至らせ玉ふまでの御修業ハ容易あらざる事どもな  
 りけり後永享元年妙蓮寺へ與へ玉ふ御書を拜しても其一端を窺ふに  
 足れり今其御書の文を左に掲ぐ

當妙蓮寺弘通利生之法則者先代未聞之宗旨正像未弘之立旨也所  
 以尋其源莫非日存日道功用及廿箇年東西爲馳走南北爲往詣尋之  
 求之然還像師室起弘法誓約奉拜門流之章疏自蓮公大士訖露公和  
 尙本門首題師資脈譜文義了々也云々

大聖人ハ大成坊に在まいていよく弘教に心身を委ね玉ふ一日月明  
 師突然に訪來り玉ひしかハ大聖人ハいと珍らしきことに思へ或ハ自  
 ら非を悟り悔心あして來られしかと與に請じ坐を譲りて語らせ玉ふ

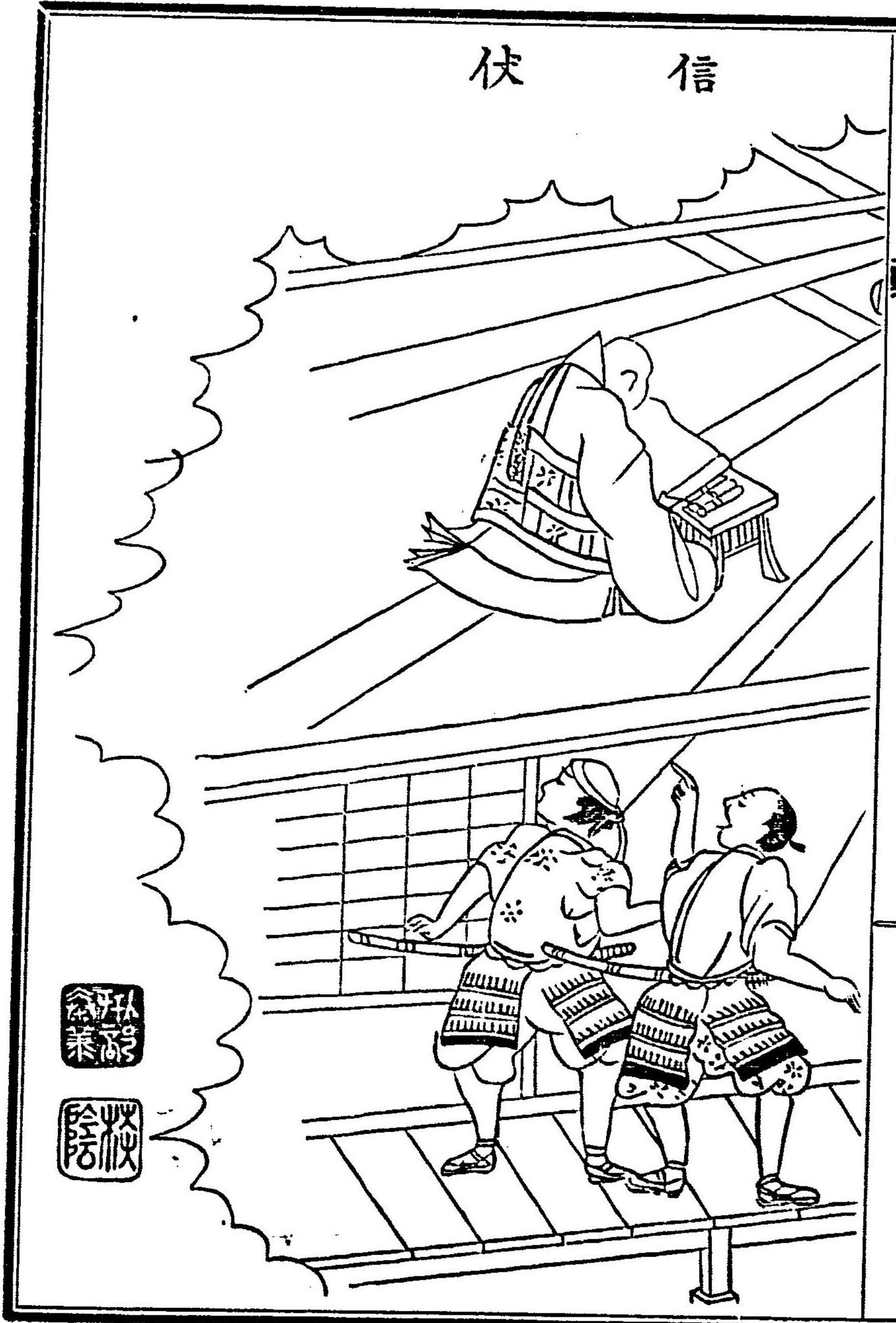
に月明師の聊かも前心を翻し玉はずして案の外なる非法の言をもいひ出られければ大聖人の一々これを説破し玉ひ細かに辨明せられしうへ治病抄を引て論詰し玉ひかば月明師の遂に言句なくそいろに門外へ出走せ去り玉ひぬさても月明師の今日も亦大聖人よ難詰せられ日来鬱悶十倍し自房お還りて思惟すらく山内の徒弟吾お背き妙蓮寺等へ行きたる者多く吾山今の空虛に等し是皆日立等が我を憎み彼の輩を教唆し誘ひ出せしものによあらん渠若し在らずハ争かハ斯の如き辱をうけ淺猿のありさまに陥ることやあらん鬼ても角ても我爲に除くべきハ日立なり憎むべきハ渠ありと茲に害心を挟み蹴てより心限なく語らへる西尾宮内田中藏人櫻井彦十郎尾崎傳内水野左衛門など云ふ武士六人を呼びつとへ種々のもてなしに武士等もうちくつろぎ他事なく見へし折柄は月明師の聲を密め御邊等日頃の様子ハ知つら

放光照頂

客 刺



信 伏



ん若し我に隔情なくハ一大事を頼みたし如何にぞやとありければ六  
 人の士の黙頭て御頼みどの人知れず彼日立をど云ひければ月明師の  
 語をつぎて討捨て我鬱憤を晴しくれよ厚く報ひん爲すべしと刺客を  
 頼まれ六人の何れも若輩粗暴の士物の哀れを知るものならねハ一議  
 にも及ばず承諾し却て興あることとあせし戦國の慣習よて亦是非  
 もなき事どもあり斯て約束の夜になりければ六人の士の雷の間は像  
 師室ある大成坊の境内に密ひ入り互ひも便宜を計りつと時刻の移る  
 を待居たり漸く夜更て人静まりはや掻出す丑みつの鐘の音さへ物凄  
 く世間寂莫たる頃ほひに時分のよしと六人の士の大聖人の御部屋に  
 近づき椽の外より窺ふ大聖人の孤燈を挑げ椽に宗祖御眞筆の大發  
 陀羅を懸け前に乳母が授けし御經一部と老翁所傳の護身の短劍と  
 を置き壇に向ひて合掌し微妙の御聲清亮にして心耳に澄み綴るらず

急ならず御誦經なしてそ在りける六人の士の戸を押外り内に入り  
 れど互ひも氣を合せ大聖人の御後よりおはや一刀も討奉らんとせし  
 程も此時遅く彼時速く壇上の大受陀羅より一道の光輝を放ち赫々と  
 大聖人の頭上を照し餘る光りに六人の眼睛を射られ眩暈き五體逆  
 で動き得ずさながら心身醉るが如く覺へず太刀を投出し合掌なして  
 六人の聲を惜まず御題目を唱へける大聖人の此聲にはじめて人の  
 來し事を知せられ悠然と後を顧み執人なるそと問玉ふに六人の士  
 恐れ謹み且つ眼前の奇特に感伏し涙に咽びて情實を具さに陳述たて  
 まつり我等罪障深重にして勿體なくも大聖人を切害し奉らんと計り  
 申せり其罪實に通るべからずといへども聖人大悲の御心もて我等が  
 罪を宥恕玉ひらば今より惡心を離がへし懺悔して大聖人の徒屬とな  
 り永く妙經護持の人となるべしと異口同音も願ひける中にも吉川水

野の二人の宿縁のある所にや只管出家せんことを願ひければ大聖人  
 の頼に之を聽許し其夜二人を本應寺へ連れ往き玉ひ日存日道の兩聖  
 人に事の由を語り玉ひこれを托して菴染せしめ吉川に實陸水野に能  
 榮と法名を授け玉ひぬ時に西尾櫻井の二人前み出て申すや月明  
 萬一今宵の事宜を聞知らば渠中々の好物なれば必らず別に毒計を施  
 らし大聖人に禍なさんと企つべし大聖人の素より忍辱の鏡を召され  
 殊も諸天の炳然なる擁護を受させられ尊體お恙のあるべからず  
 どいへ戒心無るべからず幸河内國茨田郡三井村に我等が知己のも  
 の住めり彼所の邊僻に属すれども世を潜ぶよの屈意なり大聖人に  
 暫くこれよ潜り玉ひて月明の舉動を見玉へかしと眞實面上おあら  
 れて最頼母しくぞ聞えける大聖人の喜ばせ玉ひて宜ひけるやう抑節  
 に臨んで身を顧みるの道者の耻る所なれども但惜無上道なるを以て

法の爲め衆生のために暫く壽命を全ふして時を待たんも亦佳なりさり  
 ながらさ一あたりて六角通り室町の玉蔵町にて小袖屋の山本次郎兵衛と  
 いふ商人あり元妙本寺の檀家よて我ハ親しく交れり曩日隠居して宗  
 句と呼びかへ佛事する其暇にハ風雅を樂しみ眞に義氣ある老人なり  
 一先かれハ談合なし其家に匿れ潜ふべし用事もあらハ訪ひ來べしと  
 諭し玉ひて護身の短劔と乳母より授かり玉へる御經とを携へ持ちて  
 夜に紛れ立出玉ひて宗句が許を音あひて事の端末を告げ知らせ玉ふ  
 に宗句ハ大に愕きて一向月明の悪心を憤り是より大聖人の同家の土  
 藏の奥に匿れ洲濱を食と一在ける或日何處ともなく白羽の箭一條  
 飛來り幣藏の棟に立けるを宗句ハ訝かしみて大聖人に斯と聞え上れ  
 ハ聖人笑て开ハ我厄の解たる兆なり是よりハ心の儘に四方を遊化あ  
 すべしと宗句に日來の恩恵を謝し内野へ赴き存道二聖人に面會なり

回國弘通の望みを告げ別れを述べて語り玉ふ此時日道聖人宜ふやう攝  
 州尾ヶ崎辰巳の濱に二郎五郎といへる者あり野濱往日や彼地に弘通  
 一本門の戒を授けおけり聖人時を待て彼地へ往き宜しく大法を興隆  
 せらるべし寔に本門有縁の靈地なりと語り玉ふ大聖人これを領して  
 畏み玉ひ三聖人の互に別れを惜み玉ひ戀々として目送せらるゝハ恰  
 もこれ往昔宗祖大菩薩伊豆の御難に赴かせ玉ふ時日朗尊者の殊更ハ  
 別離を惜ませ玉ひし髪鬘たり此時前ふ約し玉ひぬる四人の士も來  
 り合ひ俱に京都を發途あり河内をさして走せ玉ふ時ハ秋の八月な  
 り鴻雁一羽飛び來りて大聖人の往途を先導ありつるが程なく三井村  
 に着し玉ふ此地ハ殿川に沿ふて村落狭小なれども往昔右大臣菅原道  
 眞公筑紫へ流され玉ふ時御船を繋ぎし舊跡にて今も管公の祠あり大  
 聖人の此祠の傍なる平面の石に御腰をかけて休憩せ玉ひ四人の士を

村へ遣ひ便宜を問はせ玉ひける程もあらせず二人の老翁出來り大  
 聖人に謁へ言すやう寒村僻地も厭ひ玉えずこゝに法錫を寄せ玉ふこ  
 と誠に該村の幸福なりとて大聖人を其家又請待し厚くもてなす奉り  
 さて此村に近頃疫病まばら流行し一村安き心なり但し佛神の咎  
 玉ふにや聖人此所へ來ませしこそ幸ひ冀はくはこれを所撰玉へと肅  
 々として願ひける大聖人のこれを聞せ玉ひ不慙に思ひて細かに佛神  
 擁護の謂れを説き全く妙經を信ずると信ぜざるとに由りて神佛の罰  
 利生もあることなりと例を擧げ譬を引き眞實言語に溢れつゝ洋々と  
 して教誨し玉ふに老翁をいじめ一座並居る人々は只管感涙に咽かへ  
 り即坐し改宗轉檀して受戒を請ふ者少なからず大聖人のこれより除  
 疫の御祈禱を修し玉ふに村中の病者日々減じ疫癘全く跡を断ちぬ  
 是に於て一村擧て歸依渴仰し各心々に供物を捧げ永く誇法の聲を断

ち遂に精舎を建立し其鴻恩に報ひける大聖人の此精舎を本願寺と名  
 づけ玉ふこれ則ち常門流の末寺第二の創立なり四人の士も此に留ま  
 り中にも田中櫻井の發心慈愛して徒第となりければ大聖人田中に慶  
 乘櫻井に實祐と法名を授けらる尙其家族の外二士の家族と共に此地  
 へ呼び迎へたりしが何れも同じく心を盡し大聖人を外護し奉れり  
 今に至るまで此村に右の四氏を稱する家凡そ全村の七分を占め田中  
 の二戸櫻井の三戸あり西尾尾崎を稱する家の各廿戸余づありて皆  
 共々繁昌せり妙法外護の餘慶いと頼もきことにそある此寺に大聖  
 人御眞蹟の石塔婆あり長三尺巾七寸三分の方石よて表は七字の首題  
 あり傍に應永二十五年十二月建之と彫りまた大聖人此村へ入らせ  
 玉ふ時休憩玉ひし石を腰掛石と稱して今尙該寺の境内に存在せり  
 抑該本願寺の最初建立の際に今の靈光堂の地も在り場内六坊一



説に八坊ありて眞に巍々たる美觀にて正に一方の中本山とも云ふべかりしが慶長年間焼失し後五十年を経て今の地に再建せり靈光堂の方四間の小堂なれども境内の廣く凡そ五反歩もあり御眞蹟の石塔婆の今も残めて該堂内にあり却説京都の月明の大聖人が程近き河内の三井村に於て盛んよ布教あり玉へる由を聞き願志の災いやまさり無智の誘徒や若法師多く人夫をさしむけて堂宇完備の本應寺を無漸にも破却なしたりける

日隆大聖人德行記卷上了

明治廿一年十一月三十日印刷  
全 年十二月六日出版

編輯兼發行 人

石 濱 日 勇

東京府北豊島郡地方今戸町二百  
四十五番地本性寺住職  
士 族

東京府淺草區淺草森田町十番地

平 民

印 刷 人

加 藤 復 重 郎

